

訓練用資機材の貸出要領

令和 8 年 6 月 29 日中央消防署長決定

【貸出資機材】

1 この要領により貸出す訓練用資機材は以下のものとします。

- (1) 煙体験ハウスセット
- (2) スモークマシーン
- (3) 炎消火訓練セット
- (4) 水消火器
- (5) 水消火器訓練用マト
- (6) 訓練用自動火災報知設備セット
- (7) 貸出用防災 DVD

【貸出対象】

2 貸出の対象は、営利目的以外の各種イベント及び訓練・広報行事等とし、転貸は認めません。

【貸出方法】

3 貸出にあっては、貸出を求めるイベント主催者等（以下「借受人」という。）が事前予約の連絡を行い、別紙「借用申請書」により申請し、受付順に貸出を決定します。（貸出調整：査察係）

- (1) 申請書等の受付及び貸出・返却日時については、原則、土・日曜日、祝日を除く 8 時 45 分から 17 時 30 分です。
- (2) 前 2 に反して使用していることが判明した場合は、借受人に対し返却を求めるとともに、以後の貸出を禁止します。
- (3) 貸出資機材は、借受人が神戸市中央消防署で受け取り、使用後に原状復旧のうえ同署に搬送して返却してください。

【貸出期間】

4 貸出期間は 7 日以内とし、原則、期間の延長は認めません。

なお、複数回の貸出しを妨げませんが、予約状況等によっては認めない場合があります。

【破損・紛失等】

5 貸出期間中における資機材の破損・紛失・盗難については、借受人が責任を持って原状復旧し、又は原状復旧に要する費用を補償してください。（日常の保守管理：査察係）

【免責】

6 資機材の貸出期間中に発生した事故等により、借受人又は第三者が被った損害については、中央消防署はその責任を負わないものとします。